

報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局労働基準部

健康安全課長 小林 弦太

地方労働衛生専門官 矢島 一男

TEL：026-223-0554

**6月の「全国安全週間準備期間」に当たり、安全旗の掲揚を行います  
～労働災害が過去最多、災害防止を強く呼びかけ～**

長野労働局（局長 おのてら きいち 小野寺 喜一）および長野労働基準監督署（署長 きゅうま せいじ 久間 誠司）では、労働災害が多発する中、“**労災による死亡者を、悲しみをゼロに**”を合言葉に労働災害防止対策を一層推進するため、6月1日から6月30日までの「全国安全週間準備期間」（注：全国安全週間は7月1日～7日）の開始にあたり、労働災害撲滅の想いを込め、安全運動の象徴である「安全旗」の掲揚を行います。

安全旗の掲揚は、「令和4年度全国安全週間実施要綱」9（3）に基づき各事業場が行うものとされており、今般、県内の安全機運の一層の向上を目的として本週間の主唱者自らも行うものです。なお、安全旗の掲揚する際の様子を報道機関に公開するのは初めてです。

日 時： 5月31日（火）10:00からの定例記者会見終了後すぐ  
（雨天等により延期等がありえます。その場合は定例記者会見時にお知らせします）

場 所： 長野労働局/長野労働基準監督署 庁舎前

**是非、ご取材にお越しく下さい**

【参考】

本年、4月末時点の速報値で、労働災害による死亡者は8人（前年は通算で15人）と多発しており、また、労働災害による休業4日以上之死傷者数は、記録の残る平成11年以降の過去24年間で最多となっています。

また、休業4日以上之死傷者数のうち60歳以上の労働者の災害は、昨年、過去29年間で最多となり、同災害が全体に占める割合は過去最高となりました。本年も4月末時点で60歳以上の災害が占める割合は昨年を大きく上回っています。

長野労働局では、県内各事業場に対し、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の実施を指導・啓発し、中小企業事業主には「エイジフレンドリー補助金」の活用も案内するなど、全国安全週間および同準備月間中に様々な安全対策の推進を呼びかけていきます。

【添付資料】

労働災害件数（各年4月末時点速報値の推移）

労働災害件数（60歳以上の災害件数の推移）

令和4年度全国安全週間実施要綱

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（概要）

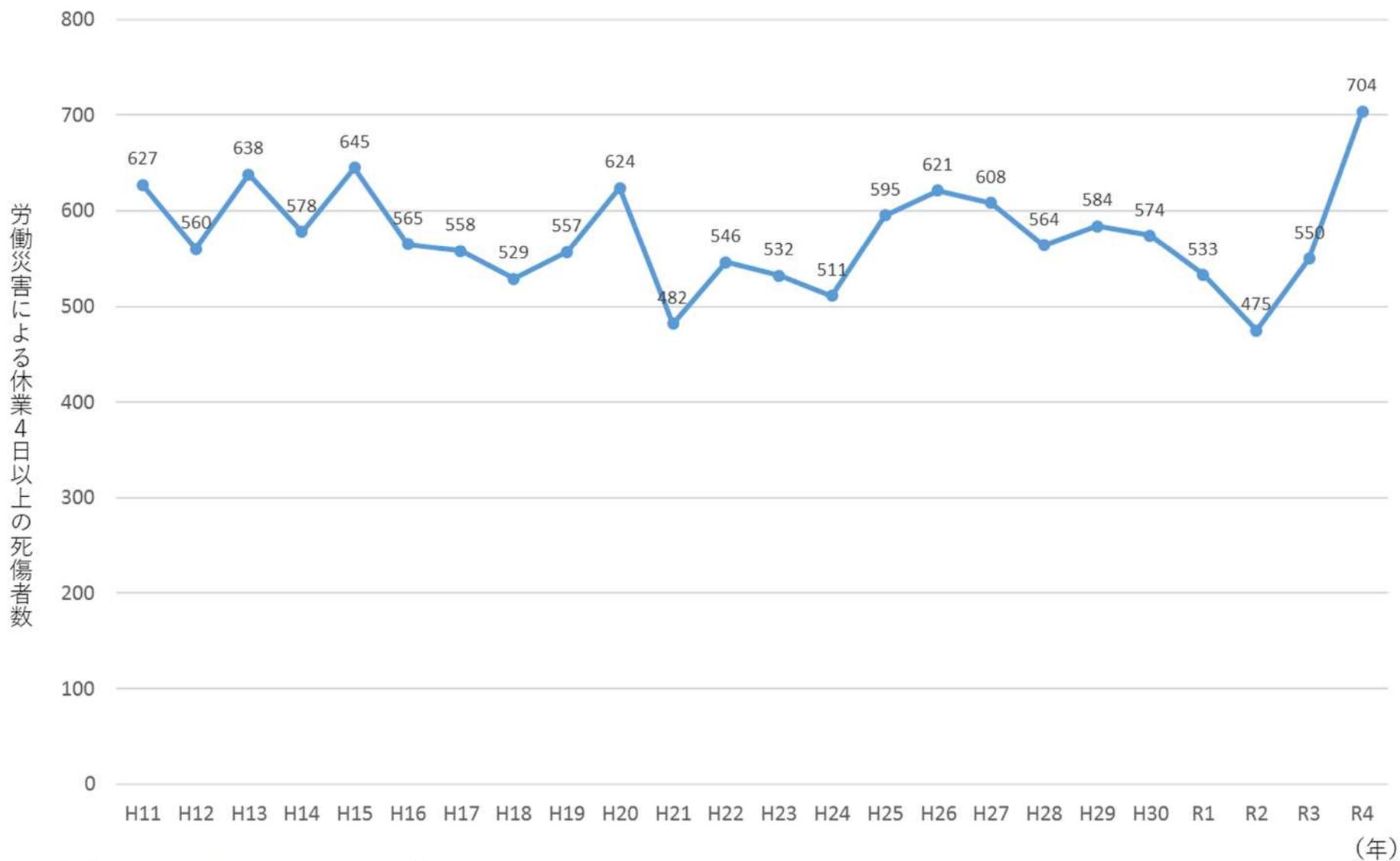
エイジフレンドリー補助金（リーフレット）

（参考）安全旗、労働衛生旗および安全衛生旗について

（参考）三旗に込めた安全衛生の誓い

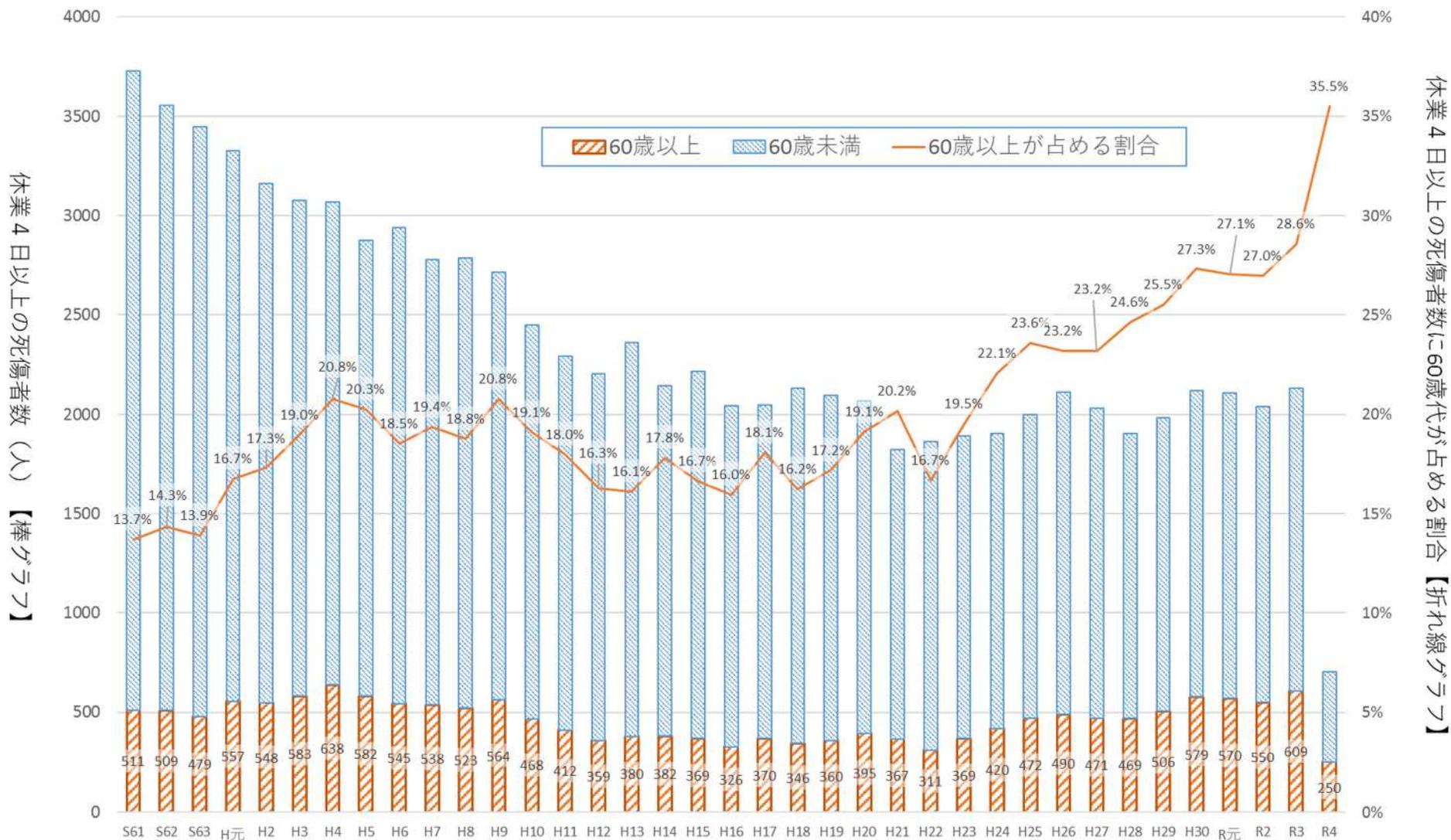
(人)

休業4日以上之死傷者数の推移（全産業計、長野県、各当年4月末時点速報値）



注：新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害を除く。

労働災害発生状況の推移（年代別、長野県、休業4日以上）



注：新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害を除く。各年の数値は暦年（1～12月期）。令和4年のみ当年4月末時点速報値。 (年)

## 令和4年度全国安全週間実施要綱

### 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少してきたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況である。さらに、死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さない状況にある。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人間的に余裕を持った業務体制を構築することが重要である。そのため、令和4年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

安全は 急がず焦らず怠らず

### 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実施者

各事業場

### 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等

を開催する。

- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

### (1) 安全衛生活動の推進

安全衛生管理体制の確立

ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

自主的な安全衛生活動の促進

ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善  
イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進  
その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承  
イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上  
ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析  
イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知  
ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化  
エ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用  
イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施  
ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

エ トラックの逸走防止措置の実施

オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用  
(イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施  
(ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施  
(エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保  
(オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並

びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

エ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

エ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

オ 耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 熱中症初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備

イ 計画的な暑熱順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

ウ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取の徹底

エ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理、当日の作業開始前の健康状態の確認、暑熱順化が不足していると考えられる者の把握

オ 熱中症予防に関する教育の実施

カ 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊への要請

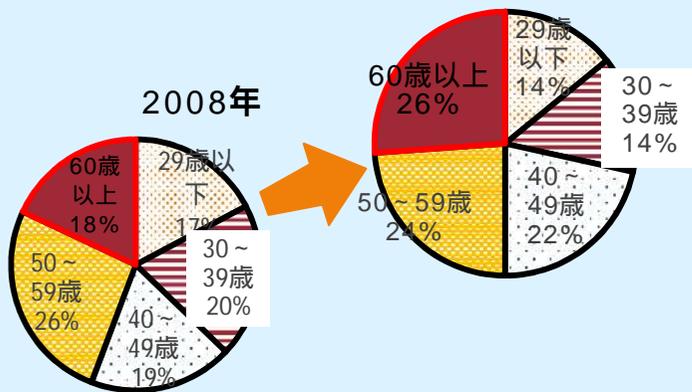
キ 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

# エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>  
2018年



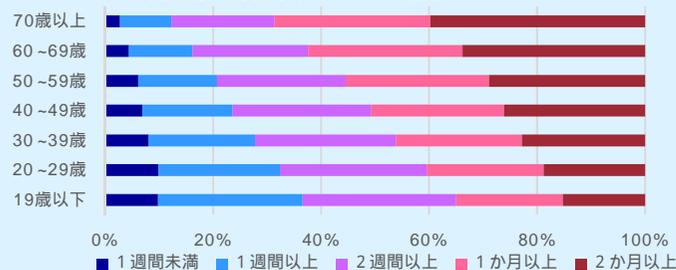
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告





## 事業者求められる事項

### 1 安全衛生管理体制の確立

- (1) 経営トップによる方針表明と体制整備
- (2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

### 2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入  
(主としてハード面の対策)
- (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理  
(主としてソフト面の対策)

### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
- (2) 体力の状況の把握

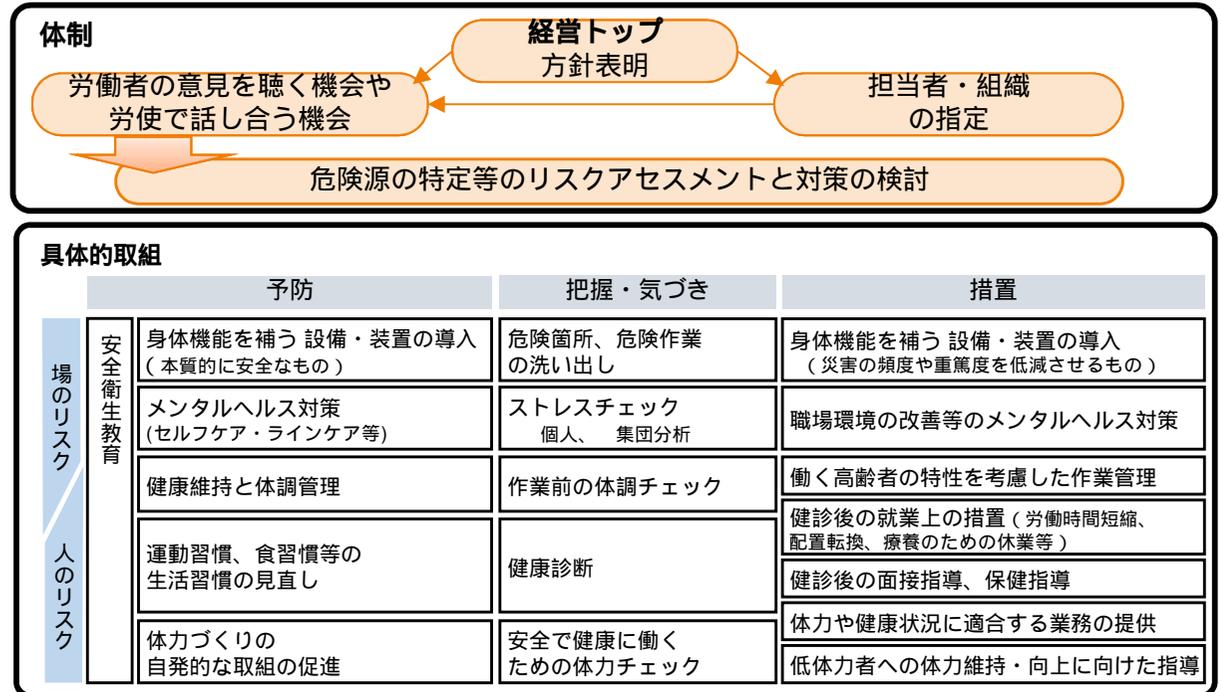
### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- (2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

### 5 安全衛生教育

- (1) 高年齢労働者に対する教育
- (2) 管理監督者等に対する教育

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると以下のとおり



## 労働者に求められる事項

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けようします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます

# 「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

**補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日**

## 対象となる事業者

次の（１）～（３）全てに該当する事業者が対象です。

- （１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している（対策を実施する業務に就いていること。）  
（２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数又は資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

- （３）労働保険に加入している

## 補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1/2

上限額：100万円（消費税は除く。）

**※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。（全ての申請者に交付されるものではありません。）**



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

# 補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。

- 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- 3 健康や体力状況等の把握に関する費用
- 4 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります。

## 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
  - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
  - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）を用いた健康管理システムの利用
  - ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備は対象となりません。

## 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

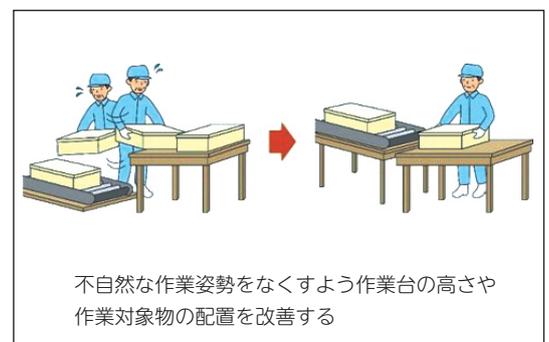
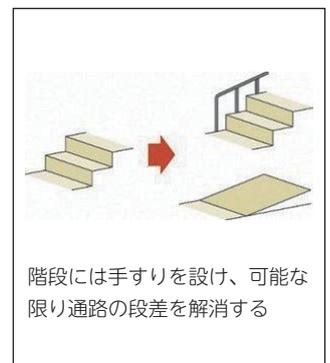
- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段への手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

## 3 健康や体力の状況の把握等

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用を除く。）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

## 4 安全衛生教育

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象とします。



補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実際に調査することがあります。

# 申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

申請期間は5月11日から10月末日までです

## ① 補助金交付申請（中小企業事業者）

- ・補助金事務センターのHPを参照し、必要書類に過不足がないよう申請してください(郵送のみ)。  
<https://www.jashcon-age.or.jp>
- ◎HP内「申請に必要な提出資料一覧」を確認の上提出資料をそろえてください。

## ② 審査等（補助金事務センター）

- ・申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査します。
- ・必要に応じて電話で確認する場合があります。

## ③ 交付決定通知書の発行（補助金事務センター）

- ・審査結果は、審査した月の月末から翌月初めとなります。
- ・交付を決定した案件は、申請代表者宛に交付決定通知書を郵送します。  
不採択の場合は、申請担当者宛にメールにより通知します。

## ④ 対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）

- ・交付決定日以降に対策を実施し、費用を支払ってください。  
(交付決定通知書が到着したらできるだけ早く対策を実施すること。)
- ※交付決定通知書を受領したのち、物品の購入、工事の発注施工に着手してください。  
交付決定日以前の物品の購入、工事の発注施工は、補助金の支払いが認められません。

## ⑤ 実績報告書・精算払請求書提出（中小企業事業者）

- ・実績報告書及び精算払請求書をエイジフレンドリー補助金事務センターへ提出（郵送のみ）
- ※支払完了後、速やかに提出してください（支払日から20日以内が目安となります）
- ※最終提出期限は令和5年1月末日です。令和5年1月末日(当日消印有効)までに必ず提出してください。提出期限を超えて提出された場合には、補助金の支払いはできません。

## ⑥ 確認、補助金の交付（補助金事務センター）

- ・実績報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を郵送し、補助金を振り込みます。

## 必要な時に手続き

### 財産を処分する場合の承認申請

補助金を受けた機材等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、又は廃棄する場合は、承認手続きが必要です。

## 申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件（9月及び10月申請分は除く）は、申請期間中に再度の申請が可能です。  
ただし、不採択となった内容での再申請は受付できません。

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。あらかじめご了承ください。



この補助金についてのお問合せは、

# 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センターまで

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月8日～12日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



## 送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

エイジフレンドリー補助金事務センター

申請に関する書類は「申請関係」、支払に関する書類は「支払関係」宛へお送りください。

※消印日が確認できない料金別納・後納での郵送はご遠慮ください。

様式 1、様式 1(別紙)、様式 1-1、様式 1-2、  
様式 1-3、様式 2 に関するお問合せはこちら

### 申請関係

☎ 03-6381-7507 ☎ 03-6381-7508

✉ [af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp](mailto:af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp)

様式 3、発注書・納品書等、支払いに  
関するお問合せはこちら

### 支払関係

☎ 03-6809-4085 ☎ 03-6809-4086

✉ [af-shiharai@jashcon.or.jp](mailto:af-shiharai@jashcon.or.jp)

## 【申請スケジュール】例）7月に申請する場合

申請期間（当日消印有効）	審査期間	結果連絡	支払資料提出期日
7月1日～7月末日	8月中	8月末日～9月初め	支払完了後速やかに

※不足資料がある場合等は、スケジュール通りにいかない場合もあります

※支払資料の提出の最終締切は令和5年1月末日です。

## 参考情報

### ▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう。

令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



### ▼好事例を知りたいとき

⇒ 厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<https://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>

### ▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

#### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

#### ■労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

### 65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

#### 相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

○ お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<https://www.jeed.go.jp>）から確認できます。

○ 「70歳雇用事例サイト（<https://www.elder.jeed.go.jp/>）」により、70歳以上継続雇用制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

## 安全旗

初の安全週間のシンボルマークとして大正8年に提案され、昭和2年10月の内務省社会局全国工場監督官主任会議の席上で国としても安全運動のシンボルマークとすることが了承され、広く安全週間など安全に関する行事の際に掲揚されるようになった。なお、十字は西洋では仁愛を意味し、東洋では福德の集まるところを意味するとされている。安全旗は縦(A):横(B) = 1:1.5。十字の一边は1/5A。白地に、十字の色は緑色(色見本はCF0282またはDIC638)である。



## 労働衛生旗

衛生管理者制度が発足し、全国労働衛生週間が催され労働衛生活動が活発になってきた昭和20年代の後半に、衛生管理者の中から労働衛生を象徴するマークを求める声が出て、昭和28年労働省が公募をして緑地に白十字を中央に配した労働衛生を象徴する旗が制定された。その後、全国労働衛生週間など衛生に関する行事の際に掲揚されるようになった。縦横の寸法比率などについては、安全旗同様である。



## 安全衛生旗

昭和30年頃から、安全と労働衛生は密接な関係にあるものとの考えが強調されるようになり、中央労働災害防止協会が公募をし、安全と衛生を一体のものとして強力に推進するためのシンボルマークとして、昭和40年に安全衛生旗が制定された。縦横の寸法比率と色については安全旗同様で、白十字の一边は1/3A、緑十字の一边は1/5Aである。



### 全国安全週間

大正8年に当時の東京市で開催された安全週間の輪が年々広がり、昭和2年10月2日から一週間1道3府21県連合工場安全週間が開催された。この連合安全週間は、この種の運動を広域的実施しようとする気運を盛り上げ、11月には九州一円と山口県の連合安全デー、福島鉱山監督局管内の鉱山安全デー、12月には海軍所属の全鉱山、専売局所属の全事業所での安全週間などが開催された。そして、翌年には全国的に足並みをそろえ実施されることとなり、ここに全国統一の「全国安全週間」が昭和3年7月2日～7日(昭和6年の4回からは7月1日～7日)の間「一致協力して怪我や病気を追拂ひませう」の標語(労働衛生を含めた運動であったようである)のもとに繰り広げられ、今日に至っている。

### 全国労働衛生週間

第二次世界大戦後、安全週間とは別に労働衛生週間を行うべきとの関係者から意見が出され、主唱母体の労働省は昭和25年に安全週間から分離した形で、全国労働衛生週間が実施された。最初の開催期間は、10月10日から一週間だったが、第二回目からは10月1日から一週間となった。

## 三旗に込めた安全衛生の誓い (長野労働局労働基準部長 紀伊洋一)

四国八十八か所を巡る四国遍路は、同行二人(お遍路さんはいつも弘法大師と一緒にいるという意味)の考えのもと四国を巡礼しますが、その指導者を先達(せんだつ)といいます。その先達は旗を持っており、その旗には弘法大師の霊力が宿り、先達は病人を治療する職能を持っていたと言われています。

さて、皆さんは「安全旗」、「労働衛生旗」や「安全衛生旗」の制定の経緯をご存じでしょうか？

緑色の十字を描いた「緑十字」は、大正時代の産業安全衛生運動の先駆者である東京電気株(現：株東芝)の蒲生俊文(がもう・としふみ)氏により考案され、大正8年(1919)年の最初の安全週間にシンボルマークとして制定されたものです。皆さんもよくご存じの赤色の十字である「赤十字」に対して「緑十字」とよばれ、現在では日本産業規格において安全標識として定められています。一説には、蒲生氏は、十字を「西洋においては仁愛、東洋においては福德の集まるところの象徴するもの」として説明し、議論の結果、緑十字が採用されたとされています。「安全旗」は、この「緑十字」を旗にしたものですが、「緑十字」は「安全第一」とのスローガンが併記されることが多くなっています。

次に、「労働衛生旗」ですが、戦後、労働安全衛生法が制定され、衛生管理者制度が

発足すると労働衛生の活動も活発になりました。昭和25年には全国安全週間から分離独立し全国労働衛生週間が始まり、労働衛生を象徴するマークの要望が寄せられたことから、昭和28年の全国労働衛生週間に際して労働省が公募した結果、緑地に白十字の図案が採用され、このマークを旗にした「労働衛生旗」が制定されました。

最後に、「安全衛生旗」ですが、昭和30年頃から、産業安全と労働衛生は密接な関係があるものとの考えから、昭和39年11月に中央労働災害防止協会が公募した結果、昭和40年に制定されたものです。

現在、多くの建設現場や工場で「安全旗」や「労働衛生旗」、「安全衛生旗」がはためき、また、これら緑十字のマークとともに「安全第一」のスローガンが大きく掲げられています。

この緑十字のマークには人々の安全衛生への願いが込められています。しかし、その「安全衛生」を実現するのは事業主であるとともに

に、その現場で働く人々自身です。

これらの三旗は単なる飾りではありません。旗自体に特別な力が宿っているわけではないかもしれませんが、それは今日も一日事故のないようにとの祈りを込めた旗であると同時に、労働災害は決してあってはならないとする人々の労働災害撲滅への強い思いを込めた誓いの象徴です。



長野労働局庁舎に掲揚した労働衛生旗